

社団法人三浦市観光協会定款

目次

第1章	総則	(第1条～第4条)
第2章	会員	(第5条～第10条)
第3章	役員及び職員	(第11条～第17条)
第4章	名誉会長及び顧問	(第18条)
第5章	総会	(第19条～第27条)
第6章	理事会	(第28条～第36条)
第7章	専門部会及び正副会長会議	(第37条)
第8章	資産、事業計画等	(第38条～第44条)
第9章	定款の変更及び解散	(第45条～第47条)
第10章	雑則	(第48条)

社団法人三浦市観光協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人三浦市観光協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を神奈川県三浦市南下浦町上宮田1450番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、三浦市の観光宣伝、観光客の誘致及び観光客に対する情報提供に関する事業を行うことにより、観光事業の健全な発展を図り、もって三浦市の地域経済の振興並びに文化の発展及び向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 観光宣伝及び観光客の誘致
- (2) 観光行事の開催及び助成
- (3) 観光に関する調査及び研究
- (4) 観光情報の提供及び収集
- (5) 観光地の美化
- (6) 観光資源の保護及び開発
- (7) 地方公共団体その他公共的団体から委託される観光事業及び観光施設の管理
受託
- (8) 観光地の公園、駐車場、トイレ等の管理運営
- (9) 観光物品等の販売
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体
- (2) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で、会長が推薦し理事会の承認を得たもの
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業の推進を援助するため入会した個人、法人又は団体

(入会)

第6条 正会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 賛助会員になろうとするものは、正会員2人以上が推薦し、かつ、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員になろうとするものは、総会において定めるところにより、入会金を納入しなければならない。

2 正会員及び賛助会員は、総会において定めるところにより、会費納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するとき（名誉会員にあっては、第1号又は第2号に該当するとき）は、総会において、正会員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

(1) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(2) この法人の定款又は総会の決議を無視する行為をしたとき。

(3) 会費を引き続き2年以上納入しないとき。

2 前項第1号又は第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 4人以上6人以内

(3) 専務理事 1人

(4) 理事（会長、副会長及び専務理事を含む。）25人以上30人以内

(5) 監事 2人

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、総会において正会員のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、理事3人を限度として、正会員以外の者から選任することができる。

2 会長、副会長及び専務理事は、総会において理事のうちから選任する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の仕事)

第13条 会長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐してこの法人の業務を掌理し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の常務を掌理する。

4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務の執行を決定する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員の仕事)

第14条 役員の仕事は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員の仕事は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の仕事は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任事が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の仕事)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、正会員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の仕事)

第16条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 常勤の役員の仕事は、理事会の議決を経て会長が定める。

(事務局)

第17条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員15人以内を置く。

3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

第4章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第18条 この法人に名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 前項に定めるもののほか、名誉会長及び顧問に関し必要な事項は、理事会議決を経て会長が定める。

第5章 総会

(総会の構成等)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の権能)

第20条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関し、重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第21条 通常総会は、毎年3月及び6月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 監事が民法第59条第4号の規定により招集するとき。

(総会の招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号に規定する場合を除き、会長が招集する。

2 総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内審びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

3 会長は、前条第2項第2号の請求があったときは、請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第25条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を職人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席した正会員とみなす。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その着付記すること。)
- (4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しないこの法人の業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(理事会の招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第33条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第34条 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における書面表決)

第35条 やむを得ない理由のため、理事会に出席することができない理事、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した理事とみなす。

(理事会の議事録)

第36条 第27条の規定は、理事会の議事録について準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と、「書面表決者及び表決委任者」とあるのは「書面表決者」と読み替えるものとする。

第7章 専門部会及び正副会長会議

(専門部会及び正副会長会議)

第37条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、専門部会及び正副会長会議を置くことができる。

2 専門部会及び正副会長会議に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

第8章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄附金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第39条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て定める。

(経費の支弁)

第40条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、その年度開始の日の5日前までに総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第43条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに会長が事業概要報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3箇月以内に総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第44条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において、正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第46条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第47条 解散のときに存する残余財産は、総会において、正会員~~4~~分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得て、この法人と類似の目的を法人に寄附する。

第10章 雑則

(委任)

第48条 この定款の施行について必要な事項は、会長が総会の議決を経て別に定める。

附 則

(役員に関する経過規定)

1 この法人の設立当初の役員は、第2条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第14条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

(設立当初の事業年度)

2 この法人の設立当初の事業年度は、第1条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成20年3月31日までとする。

(設立当初の事業計画及び収支予算)

3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第2条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。